

第七十一回国会
衆議院
法務委員会
議 録
第二十四号

昭和四十八年五月八日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

井出 太郎君

住 栄作君

三池 信君

日野 吉夫君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 野呂 恭一君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

議員 青柳 盛雄君

法務省民事局参事官 田邊 明君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動

四月二十六日

辞任

松本 十郎君

同日

辞任

園田 直君

補欠選任

松本 十郎君

五月一日

出入国法案反対に関する陳情書外三件(東京都)

第一類第三号

品川区議會議長権正博外三名(第三二五号)
出入国法案に関する陳情書外一件(兵庫縣議會議長岡沢兼郎外一名)(第三二六号)
福岡法務局會根出張所の存置に関する陳情書(福岡縣議會議長横田初次郎)(第三二七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外一名提出、衆法第三二二号)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二二号)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四四号)

○中垣委員長 これより會議を開きます。
青柳盛雄君外一名提出、借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。青柳盛雄君。

借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
正する法律

借地法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。
附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に借地法(大正十年法律第四十九号)第十二条第一項又は借家法(大正十年法律第五十号)第七条第一項の規定による増額の請求があつた地代又は借賃については、改正前の借地法等の一部を改正する法律附則第八項の規定は、なおその効力を有する。

理 由

昭和四十一年の改正の際、借地法第十二条第二項及び借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令の適用がある地代家賃については、請求に係る増加額のうち同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する旨の特則が設けられたが、この特則の施行状況等にかんがみ、これを廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青柳議員 借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨を説明いたします。
昭和四十一年に借地法等の一部を改正いたしました際、地代または家賃の増額について当事者間に協議がととのわなかつたときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める地代または家賃を支払ふべきであるという趣旨の借地法第十二条第二項及び借家法第七条第二項の規定が新しく設けられましたが、同時に附則第八項で、これらの規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の適用がある地代、家賃については、請求にかかる増加額のうち、同令による停止統制額または認可統制額を超える部分に限り適用する旨の特則が加えられました。このような附則の設けられたのは、地代及び家賃を統制して、国民生活の安定をはかることを目的とした地代家賃統制令による停止統制額または認可統制額は、同令第五条の規定に基づき建設大臣において修正する場合をも含めて、常にその適用のない地代、家賃に比べ当然に低額であり、公正であるとの前提が承認されていたものと考えられます。

しかしながら、昭和四十六年十二月二十八日建設大臣が地代家賃統制令第五条に基づき従来の統制額を大幅に引き上げる修正率の告示を發布した結果、全国各地において同令の適用を受ける地代、家賃は、その適用のない地代、家賃よりもはなはだしく高額となるといふ異常な現象を生んでいます。こういう状況のもとで、地主、家主の側から一斉に地代、家賃を統制額まで増額する請求が行なわれ、いわば政府指導型の地代、家賃値上げが惹起されておりますが、この場合増額請求を受けた者は附則第八項に拘束され、右統制額の範囲内で相当と認める地代または家賃を支払う自由を法律的に奪われておりますので、常に統制外の地代、家賃よりも高額な統制額までの増額を甘受し、これを支払わなければならないという地代家賃統制令本来の目的に反する窮地におちいらざるを得ない状態にあります。

このような不合理を除去するのが、この法律案の趣旨であります。慎重審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○中垣委員長 内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に対する商法の特例に

法務大臣 田中伊三次君
法務政務次官 野呂 恭一君
法務大臣官房長 香川 保一君
法務省民事局長 川島 一郎君
議員 青柳 盛雄君
法務省民事局参事官 田邊 明君
法務委員会調査室長 松本 卓矣君
品川区議會議長権正博外三名(第三二五号)
出入国法案に関する陳情書外一件(兵庫縣議會議長岡沢兼郎外一名)(第三二六号)
福岡法務局會根出張所の存置に関する陳情書(福岡縣議會議長横田初次郎)(第三二七号)
は本委員会に参考送付された。
本日の會議に付した案件
借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外一名提出、衆法第三二二号)
商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二二号)
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三三号)
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四四号)
○中垣委員長 これより會議を開きます。
青柳盛雄君外一名提出、借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。青柳盛雄君。
借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
正する法律
借地法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。
附 則
昭和四十一年の改正の際、借地法第十二条第二項及び借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令の適用がある地代家賃については、請求に係る増加額のうち同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する旨の特則が設けられたが、この特則の施行状況等にかんがみ、これを廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○青柳議員 借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨を説明いたします。
昭和四十一年に借地法等の一部を改正いたしました際、地代または家賃の増額について当事者間に協議がととのわなかつたときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める地代または家賃を支払ふべきであるという趣旨の借地法第十二条第二項及び借家法第七条第二項の規定が新しく設けられましたが、同時に附則第八項で、これらの規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の適用がある地代、家賃については、請求にかかる増加額のうち、同令による停止統制額または認可統制額を超える部分に限り適用する旨の特則が加えられました。このような附則の設けられたのは、地代及び家賃を統制して、国民生活の安定をはかることを目的とした地代家賃統制令による停止統制額または認可統制額は、同令第五条の規定に基づき建設大臣において修正する場合をも含めて、常にその適用のない地代、家賃に比べ当然に低額であり、公正であるとの前提が承認されていたものと考えられます。
しかしながら、昭和四十六年十二月二十八日建設大臣が地代家賃統制令第五条に基づき従来の統制額を大幅に引き上げる修正率の告示を發布した結果、全国各地において同令の適用を受ける地代、家賃は、その適用のない地代、家賃よりもはなはだしく高額となるといふ異常な現象を生んでいます。こういう状況のもとで、地主、家主の側から一斉に地代、家賃を統制額まで増額する請求が行なわれ、いわば政府指導型の地代、家賃値上げが惹起されておりますが、この場合増額請求を受けた者は附則第八項に拘束され、右統制額の範囲内で相当と認める地代または家賃を支払う自由を法律的に奪われておりますので、常に統制外の地代、家賃よりも高額な統制額までの増額を甘受し、これを支払わなければならないという地代家賃統制令本来の目的に反する窮地におちいらざるを得ない状態にあります。
このような不合理を除去するのが、この法律案の趣旨であります。慎重審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。
○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。
○中垣委員長 内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に対する商法の特例に

関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 大臣がおいでになりましたらぜひ大臣にお聞きしたいことが一、二点ございまして、大臣がお見えになっておりませんので、局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねしたいのは、今度の改正の一番の重点であります監査役が会計監査のほかに業務監査をするという点であります、これを調べてみますと、実は昭和二十五年に商法が改正になりました、この規定がそのときに改正になっているようにございまして、今度の改正はこの改正前の規定に戻るものだというふうに考えるわけでありまして、一体昭和二十五年になぜ現行の規定に改正したのか、その当時の事情についてまずお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○川島政府委員 仰せのとおり、昭和二十五年以前におきましては、監査役は業務監査を行なっておったのでありますが、昭和二十五年に商法の大改正が行なわれまして、その結果、監査役は会計監査のみを行なうというように改められたわけでございます。当時はいわゆるアメリカの占領行政が行なわれておりまして、商法につきましてもいろいろ改正すべき問題が起つておったわけでございますが、この監査役につきましてはアメリカのたてまえと非常に違ふものがあつたわけでございます。いままで、アメリカにはわが国におけるような業務監査を監査する監査役というものがなくて、会計監査の面で特殊な監査が行なわれておるといふような状態でございます。他方、わが国の実情といたしましては、監査役というものはあまり業務監査の実効をあげていなかったというふうな事情もございまして、主として当時の司令部のアドバースによりまして、これを会計監査に限定したかどうかというところで、このように改められたというふうに聞いております。

○大竹委員 それでその改正の後、たしかこの商法の改正、また元に戻るべきだということになりましたのは、昭和四十年の山陽特殊製鋼の粉飾決算が直接の動機といひますが、あの事件で非常に問題になったと思ふのでありますが、その後最近も三共でございまして、どこでございまして、この粉飾決算といふようなことがちよつと新聞その他で出て問題になりましたが、その後山陽特殊製鋼のようない問題が相当出ているわけでしょう。その後の事情を御説明いただきたいと思ひます。

○川島政府委員 仰せのとおり、今回の監査制度の改正の動機となりましたのは、昭和四十年の山陽特殊製鋼が倒産したという事件でございまして、この倒産に伴ひまして関連企業が連鎖倒産をするとかいふ問題が起つて、その原因が、一つには会社の粉飾決算にあつたといふような点から、株式会社の監査制度を強化、改善すべきであるといふことで今回の改正に発展したわけでございます。いましが、粉飾決算の状況はその後におきましても必ずしも少なくないといふ実情でございまして、証券取引法に基づいて上場会社等の会計監査が行なわれておりますが、その関係で判明いたしました粉飾決算の行なわれた会社の数というものを申し上げますと、昭和四十一年に五十二社、それから四十二年は二社でございまして、昭和四十三年に四十二社、昭和四十四年に二十三社、昭和四十五年に四十八社、四十六年に十二社、四十七年に、必ずしも減つておりません。そのうち著明な事例といひましては、昭和四十五年の河合楽器、芝電気、汽車製造、それから昭和四十六年のヤシカ、ことしに入りまして御指摘の三共、こういった事件があるわけでございます。こういう粉飾決算に対処するために、監査制度の改善といふのは現下のきわめて必要な事柄であるといふふうに思つておるわけでございます。

なお、そのほか最近におきましては、協同飼料の自己株取得、株価操縦、こういふ事件が起つております。それから商社の買ひ占め、投機

といったような問題も起つております。こういった企業の社会的な責任が追及される事例が頻発しております事情から見ても、会社自体がその内部において規制をしていく、そして同時に、これによつて株主その他の利害関係の保護をはかる必要がありまして、今回の改正となつたわけでございます。

○大竹委員 ちょうど大臣が来られましたので、大臣にいまのお答えに関連してお聞きしたいと思ひます。

いまのお答えにもございましたように、昭和四十年当時は山陽特殊製鋼のいわゆる粉飾決算といふものが非常に問題になつて、改正をしたらどうかといふ動機になつたことは私も承知しているわけでありまして、現在におきましては、いまちやうどお答えになつたように、買ひ占め、売り惜しみといふようなものが問題になつて、新たに法律もできようといふわけでございまして、そういうようなところから見まして、新しくあの法律ができれば、買ひ占め、売り惜しみといふものもいわれる違法行為として、内部においても監査役の違法行為の差しとめ請求権といふようなものもあるわけでございます。もちろん違法行為といふことになれば、あえて監査役の差しとめ請求権を待つまでもなく、これはある意味においては司直の手が直接そこに及んでこれを防止するといふこともできると思ひます。しかし、最近のようないわゆるマンモス法人といふものが出来まして、この新しい法律ができたゆえにも、どこまでを取り締まつていこうかといふようなことはなかなか限度の

も、監査役の差しとめ請求権といふものは、これははたして実効があるかどうか、私非常に疑問を持つてゐるわけでありまして、大きな商社の不正、違法とはいへないけれども、少なくとも法人の社会に対する責任の上から見て、必ずしも正しくない、やつてもらつちや困るというふうな行為に対して、一体今度の改正といふものはどれほど効果があるものか、私はなかなかあつちやと思ひます。これは法務大臣だけがお考えになつてもどうにもならぬ問題だといふようにも考へるわけでありまして、法人のこれらの行為に対して、国としてどう考へるべきであるか、法務大臣としてどう考へるべきにならなければならぬか。最近のようないわゆる法人の社会責任の問題が大きく取り上げられているときに際しまして、お聞きしたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 御質問の問題は、具体的な場合に当面をいたしますと、おこたばのようないへんむずかしい問題であらうと思ひます。むしろ新しい問題であります、今度の改正案におきましては、監査役の地位と権限を与えております。この新しい権限を与え、その地位を強化しておりますので、この改正制度のもとにおいて、監査役の人に人を得ることができたらば、これはなかなかむずかしい問題でございまして、こういう内容の地位で、こういう強化された権限を使つていくといふことはなかなかむずかしい問題であります。が、監査役の人に人を得るならば、この与えられた権能に基づいてぐんぐん仕事をやれる。それは買ひ占めも売り惜しみも断固断絶ができる。不法行為を差しとめすることは当然でございまして、差しとめに応じなければ、裁判所に仮処分申請もできる、非常に強力な権限を与えておる、こう考へますので、人を得ることに各企業は全力をあげてもらいたい。人を得ることができれば、この与えられた権能によつて、御心配のようないふ事柄はりっぱにさばっていくことはできる、社会的機能と申しますか、それを達成していくことが可能である、私たちはこれを心より期待をしておるので

○大竹委員 関連しておりますので、先ほどのお答えについて局長にお伺いをしたいのであります。

昭和二十五年の改正はアメリカの示唆によつて、アメリカはそうなっておらなかつたので、アメリカの法律にならうと改正したということですが、その後アメリカのほうはどうなつておるかは、私不勉強でわからぬのでありますが、監査役に会計監査のほかには業務監査をさせておる制度をとっている国は、先進国では一体どの国のですか、その他について教えていただきたいと思ひます。

○川島政府委員　監査役の制度は、国によつていろいろ違つておりますけれども、比較的監査役に強大な権限を持たして、そして業務一般を監査させているというのは西ドイツでであらうと思ひます。西ドイツにおきましては、監査役が中心となつて取締役の業務執行を全般的に監督している。この制度に今回の改正は比較的近いところをねらつておるといふことが言えようかと思ひます。

○大竹委員 次に、いま一点大臣にお伺いしたいと思うのでありますが、今度のこの改正、ことにこの監査役の業務監査の面についていふ非常に問題になりました、申し上げるまでもなくいわゆる会社を三段階に分けて取り扱うことにしておけることは御承知のとおりであります、そういう点から見してもいままでの商法の改正、ことに会社に関する条文の改正のときはいつも問題になるわけであります、新日鉄のようなマンモス的な会社と、八百屋さん、肉屋さんのような主人が社長で、奥さんが何で、むすこが何だというようになわずか三十万か五十万の会社と同じ規定でやるのはおかしいじゃないか。また現に取締役に関する規定あるいは株主総会に関する規定、現在まだ手がつけられないいろいろな規定がございますが、私どもこれにいろいろ関係しておりますけれども、そういう小さい会社はほとんどこの商法の

規定によつて行なわれておりません。そういうふうなところから見ますと、これはやはりこの大きな会社と小さい会社というものの、まあ何といま
すか規定全体を洗い直して、ここで何とか規定その
のを整理するべきものでないかということがい
つも問題になっているわけでありますが、法務省
として、大臣として何かこれについてお考えはこ
ざいませんか。

○田中(伊)國務大臣　御承知のように今度の改正のたてまえは一億以下、それから一億以上五億以下、五億以上、こういうふうに分けて、そして実施段階も三段に御案内のごとくに分けてまして実施をしていくという考え方でございしますが、厳格に考えますと先生仰せのごとくに、どうも一億以下のものの中にも、一億超五億以下のの中にも、五億超の中にもそれぞれ大きさにいろいろある、会社の内容というものも一律でない。人一人違うごとくに、会社一つ一つがその内容、機能も変わっておるといふものを一律にこの改正案で処理をしていくことはいかがかという懸念がなるほどお説のごとくでございます。ございますが、法律制度で立法的措置をしていくということになりますと、この分けました段階でこれを適用していく、適用にあたっていまのおことばのような心配を緩和していくようにしていく以外には道がなかりう。法律制度としましては、この程度の段階を設けていく以外に道はなかりうという考え方でございまして、その施行に際しましては御注意いただきましたような事柄は十分留意させていただきます、こう考えるわけであります。

○大竹委員　私の申し上げるのは、いまの改正によつて三段階に分けたということも、これはやむを得ない処置だと思ふわけですが、会社法全体においてまだ相当さういう面で、九だ問題になつておりませんからそのままになっておるのでありますけれども、これはやはりこういうことを機会に法務省として相当お考えにならないければならぬ問題があるんじゃないかと思ひますので、お尋ねしたわけであります。

○田中（伊）國務大臣 お話を勘違いしております。

今回の改正は、検討しなければならぬ項目、非常に重要な項目が、おことばのようにいろいろございます。その中で一番大事な監査制度というものをいかに取り扱うべきかということをはねらいに置きまして、改正をもくろんでおるわけでございます。これがお許しを得て改正ができ上がりましたならば、続いて行ないますことは、何といつても取締役会の運営これ自体をめぐりまして思い切った大改正を行なわなければならぬことになろうかと思ひます。続いて行なわなければなりません。ん点は、株主總會でございます。これが最も重要でございますが、株主總會の機能、運営をめぐりまして、やはり重要な抜本的改正も行なわなければならぬ。これらの改正を合わせまして初めて商法の抜本的改正が完成するというように考えておるのでございます。第二、第三の段階における改

正の目標というものについては、まだこの段階ではお耳に達する状態にまで行っておりませんが、それをやらなければならぬものだという観点に立ちまして今回の改正をやっておる、今回の改正は全体的な抜本改正の一環である、こういうふうにおくみ取りをいただきたいのでございます。

○大竹委員　それでは大臣に対する御質問はこの

程度でございますので、何かお急ぎでありますればお引き取りをいただいてけっこうであります。それで局長にお聞きをいたしたいと思うのであります。この商法改正案が提出される今日まで、もちろん法制審議会においても相当長い間御審議になつて、いろいろその間に變化もあつたやうに聞かされておりますし、また各種の団体にもいろいろ御意見を求められたやうに聞かされております。弁護士会でありますとかあるいは商工会議所でありますとか税理士会でありますとか、税理士会その他ではいまでも非常に強い反対の意見を表明しておられることも御承知のとおりだと思いますが、それらの法制審議会の審議の経過、あるいは団体に意見を求められたそれらの

経過について御説明をいただきたいと思います。
○川島政府委員 商法改正の経過について、一通り御説明申し上げたいと思います。

法制審議会の商法部会におきまして、まずこの問題を取り上げたわけでございますが、これが昭和四十一年の十一月でございます。このきつかけとなりましたのは、先ほどお話に出ましたように山陽特殊鋼が昭和四十一年に倒産した、それが一つのきつかけとなつておるわけでございまして、昭和四十一年の十一月に商法部会で株式会社社の監査制度を改正しようということにいたしました。その審議を開始したわけでございます。そしてその翌年の四十二年五月、商法部会は監査制度に関する問題点を発表いたしました。これは経済界などの意見を聞くことが目的であつたわけでございしますが、A、Bという二つの部分に分かれておりまして、A案と申しますのは監査役には会計監査だけを行なわせる、そして業務監査は取締役会が行なうということにいたしました。それぞれの監査機能を強化する。そのためにはどういう問題があるかということを列挙したものでございます。それから、B案というのは、監査役に会計監査を含む業務監査を行なわせる。その場合の問題点。監査機能を強化していくためにはどうしたらいいかといういろいろな問題点を列挙したものでございます。この問題点に対しまして大体の意見といたします。B案のほうがよろう、A案は必ずしもわが国の実情に合わないのではないかということでございます。

そこで、四十三年の一月、商工部会はB案の線に沿つて審議を進めるということを決定いたしました。その審議を続けたわけでございますが、同年の九月にそれまで大体話に出ましたところをまとめまして、株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案、こういう形でもつて一応の中間の結論を発表いたしました。そうしてこれに対して経済団体、大学、そのほか弁護士会とか関係のところの意見の照会をいたしたわけでございします。この照会に對しまして寄せられた意見は、裁判

所関係が六、大学関係十二、各種経済団体等四十七。この経済団体等の中には公認会計士の団体であるとか、あるいは税理士の団体であるとか、そういうものも含まれておるわけでございますが、そういう多数の意見が寄せられまして、結論といたしましては、基本的な考え方としては試案に賛成である。ただ個々の点ではいろいろ修正してほしいという意見が述べられたわけでございます。

そこで、その寄せられました修正意見がある程度検討し、取り入れまして、昭和四十四年の七月に商工部会で株式会社監査制度改正要綱案というのを決定いたしました。そして四十五年の三月に若干の追加をいたしまして、法制審議会の総会にかけました。四十五年の三月に法制審議会で要綱を決定したその後、監査制度以外の部分につきまして一年間商工部会で審議をいたしまして、累積投票関係その他四項目の追加をいたしたわけでございまして、これも四十六年の三月に法制審議会で決定をいたしました。この四十五年と四十六年に法制審議会で決定いたしました要綱に基づいて今回の法律案を作成した、こういう経緯になっておるわけでございます。

○大竹委員 そこで、お尋ねをいたしたいのでありますが、この法制審議会の最後の答申があったわけでありまして、現在出しておられるこの改正案と法制審議会の最後の答申と相当異なっているように考えるのでありまして、もちろんお出しになるときにはそれらについても法制審議会におはかりになって了解を得てお出しになっているというふうには聞いておるわけでありまして、相当たくさん点で異なっているように思うわけでありまして、それらについてさつとひとつ御説明をいたしたいと思います。

○川島政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の法律案は法制審議会で決定いたしました要綱をもととし、それに基いて作成されたものでございまして、仰せのように若干の点において法制審議会の答申した要綱と相違がございます。これらの相違につきましては、この法案を提出いた

しましたときに法制審議会の商工部会にも報告いたしました。その了承を得ているわけでございますが、お尋ねもございましたので変わっておる点を申し上げたいと思います。

その第一は、監査役の制度に関する部分でございます。監査役は業務監査を行なわせて、新しいいろいろな権限を与えるという基本線におきましては、法制審議会の要綱も今回の改正案も同様でございますが、法制審議会の要綱にあるけれども、今回の改正案には規定しなかったというものが若干ございます。それは監査役の権限といたしまして、要綱案では監査役が取締役の解任を目的とする株主総会招集請求権というものを認めておりました。また代表取締役が違法行為をした場合に、監査役は取締役会を招集することができ、こういう取締役会招集権というものを認めておいたわけでございます。それからまた、取締役は三ヶ月に一回定期的に業務の状況を監査役へ報告しなければならぬという取締役の監査役に対する報告義務を規定しております。そのほか、答申要綱におきましては、監査役の責任を明確にするために責任規定の改正を行なうとか、あるいは監査役の報酬に関する規定、あるいは監査役がその事務処理に要する費用について規定するなどの、若干のものを規定しておいたわけでありまして、改正案におきましては、これらの点は全部削除いたしましたわけでございます。これはどういうわけで削除したのかと申しますと、理論的な立場と実際の立場の相違と申します。法制審議会で答申いたしました要綱は、監査役になるべく強力な権限を与えて、そして監査機能を非常に強くしていくという趣旨があつたわけでございまして、これを一時にあまり強くいたしますと、株式会社や円滑な運営を阻害するのではないか、こういった実業界からの憂慮もございまして、業務監査をするにしても、特に必要だと思われる権限だけを残しましてそれ以上必ずしも現在監査役に与えなくても業務監査の遂行に支障はなからうと思われる点を削除いたしましたわけでございます。

そのほか、改正要綱では、監査役の任期を現在是一年でございますが、これを三年に延ばすという趣旨にいたしております。これに對して改正案は二年に延長するという趣旨にとどめております。これも実業界で、一挙に三年に延長することは実務の運用からいってやりにくい面が出てくるというような御批判がありましたので、その点を考慮したものでございます。

それから第二の改正点でございますが、法制審議会の要綱では会計監査人の監査の制度を導入しております。その対象となる会社を資本金一億円以上のものに限定しようとしていたしております。これに對しまして、改正案は資本金五億円以上というふうに引き上げております。このように変更いたしましたのは、一億円以上の会社というのは現在の一万以上あるわけでございますが、これを会計監査人に監査させるといたしました場合に、会計監査人となる者は公認会計士あるいは監査法人でございますが、公認会計士は四千六百八十九人、監査法人は三十程度でございますので、やや会社の数が多くて、実際にそれだけの会社がやれるかどうかかわからないといったような問題もあつたわけでございます。資本金五億円以上の会社というのは二千七百七十社でございます。こういう数でありますれば、公認会計士が現在四千六百八十九人おりますから、その数で足りるであろうというように点を配慮いたしましたわけでございます。

それから第三の修正部分といたしましては、要綱案では特に規定がございせんでしたけれども、改正案におきましては中小会社の特例といたしまして、資本の額が一億円以下の株式会社につきましては、監査役は会計監査だけを行なうという特例を設けたわけでございます。この点は、何と申しましても監査制度を強化する必要があるのは大会社である、中小会社についてはあまりその必要が強くはない。かりに倒産したような場合におきましても、社会的影響はだいぶ違うわけでございまして、それから、中小会社の場合にはあまり監査のための努力、費用というものを要求すること

にいたしますと、経営がしにくくなるといったような点もございまして、このような点を考慮いたしまして、中小会社については監査役は会計監査のみを行なう、この点は現在どおりでございますが、そういう形にいたしましたわけでございます。

○大竹委員 それではさかまかくお聞きをいたしましたと思いますが、いまの御説明でもございましたが、監査役の任期は、今回の改正案は取締役と同じく二年ということになっております。しかし今度の改正からいいますと、監査役は取締役のやうなことも監督するといふ強い権限を与えておるわけであります。しかし、この実情から考えてみますと、監査役選任の何と申しますか、総会に出ますと、やはり取締役と同じく、二年でなくむしろ三年の任期を与えるほうが、監査役の地位が安定をし、監査の実も、ことに業務監査の実というものをあげる上から見て、任期は三年のほうが妥当なのではないかと申すわけであります。

○川島政府委員 たいへんごもっともな御意見でございます。法制審議会でも同じような考えのもとに、監査役の任期を三年に延長するという趣旨にいたしておいたわけでございます。しかしながら、この点は実務とのかね合ひの問題もございまして、現実にはどういふ人を監査役に持つてくるかという問題、それから会社の人事の運営の問題、そういうものとかかわり合ひもございまして、そういうものといたしましては非常に強く、この点は二年に下げたほうがいいということを要望したわけでございます。

まあ、現在一年でございますので、これを一挙に三年といたした場合に、実業界が危惧しておりますような人事面で都合が生じるというやうなことが起こりましてはかえっておもしろくな

いのではない。先ほど大臣がお答えになりましたように、監査役の制度、これは会社の基本的な組織の一つでございますが、この問題と取締役、株主総会、そういった他の機関との関係という点につきましては、十分検討すべき問題があると思ひます。今回は監査役の改正が主でございますけれども、今後商工部会におきましては取締役、株主総会の問題についても検討を進めていくという考えでございますので、その際に今後の運用を見ながら、全体とのつり合いにおいてどのようにしたいかということとを審議されていくことになるかと思ひます。

○大竹委員 次に聞きたいのでありますが、監査役は総会において選任、解任について意見を述べることができるといふ規定がございます。普通の会議では、自分の一身上に關係したことに關しては投票権を認めないとか、意見を申し述べさせないとかいふのが普通のものの考え方でございますが、もちろんこの選任、解任ということとは、自分が選任されるいは解任されることについてみずから意見を——もちろん他人についても意見を述べることができるといふことが、自分自身についても意見を述べることができるといふことと思ひます。これはどういふ趣旨の規定か。普通の常識から考へて、それは述べて悪いということはないでしょうが、事実、述べることは本人としてもなかなかむづかしいでありましようし、その効果はどういふところをねらつていられるのですか。

○川島政府委員 仰せのように、改正案は二百七十五条ノ三という規定を新設いたしました。監査役の選任、解任については、監査役が株主総会で意見を述べることができるといふことになりました。これは先ほどお尋ねになりましたように、監査役の地位の安定あるいは独立性の強化といふことをねらつたものでございまして、監査役が適正な監査を行なうためにはその地位を強化する必要があることに監査役のやり方が氣に食わないといふことで解任をされるというような場合に

は、監査役に十分意見を述べる機会を与えて、その地位の保障と申しますか、役立たせるという趣旨でございます。これが實際上どのような利用されるかといふことはこれから問題でございますけれども、こういう規定が置かれること自体によつてもかなり取締役に對する監査役の地位の独立性が強まるという効果はあらうかと思ひわけでございます。

○大竹委員 次に、監査役に子会社の取締役の兼任を禁止している規定がございます。これは一応うなづけないわけではないのですが、それなら反對に、ここで規定していない、子会社の監査役が親会社の取締役の兼任はできるのかという問題が出てくるのじゃないかと私は思ふのです。その点はどうですか。

○川島政府委員 現行法は二百七十六条におきまして、監査役は自分の会社の取締役あるいは使用人と兼ねてはいけないう規定があるわけでございますが、その規定の趣旨は、監査をする立場と監査される立場、それを峻別いたしまして監査の適正をはかる、特に監査役が取締役に從属するような立場に立つてはまいといふことからかういふ規定が置かれておられるわけでございます。今回の改正におきましては、監査役は子会社の取締役、使用人とも兼ねてはいけないう規定にしておられるわけでございますが、これは子会社の取締役とか使用人といふものも親会社の支配を受けやすい、ということとは、親会社の取締役に支配を受けやすい。そういう意味におきまして現行法と同じ趣旨であるわけでございます。ところが子会社の監査役が親会社の取締役あるいは使用人と兼ねるといふ場合を考へてみますと、親会社そのものは子会社の支配を受けるという關係にはございませんで、先ほど申し上げましたやうな子会社あるいは親会社の取締役からの干渉を受けるという点の弊害は比較的少ないのではないかと、かういふ考へに基づくものでございます。

○大竹委員 先ほどもちよと申し上げたのでありますが、監査役が取締役の業務の監査もするといふことでありますから、これはどこまでも取締役から獨立をせし、見識その他においては取締役以上の見識を持つてゐる人が必要だといふことになるかと思ひわけでありまして。ただ現状からいたしますと、先ほど申し上げましたやうに監査役の選任は、取締役会において人選をしまして、これを原案として總會に出し、普通ならばそのとおり總會において決定するといふのが現状でございます。そういうようなところから見ますと、監査役の選任そのものについて法律の上であらう指図するといふことは非常にむづかしいことであり、弊害も場合によつては出るのだといふやうにも私は考へるわけでありまして、それらについて何かお考へになつたり何となくふはらないものでありますか。

○川島政府委員 少し御質問の趣旨がとりにくかつたのでございますが、もう一度お願いいたします。

○大竹委員 監査役の選任のやり方は、現在の実情から申し上げますと、御承知のようにだれを監査役にするかといふ原案を取締役会においてきめて、そしてそれを總會に出して、そのとおり總會で認めてもらふといふのが現行のやり方でありまして。そういたしますと、先ほど來問題になつております、監査役は取締役にとかく迎合しがちになる。何とか監査役の選任そのものから取締役にあまり左右されないやうな方法が考へられないものか、何かお考へになつたか。これはお考へになつても私はなかなか案はないと思ふのですが、それについてどうお考へになつてゐるかといふことです。

○川島政府委員 御質問の御趣旨はまことにごもっともだと思ひわけでございますが、監査役は監査を行なうのが職務でございます。業務を行なうという権限はないわけでございます。したがいまして、株主總會で監査役を選任するその原案が、これは権限の分配から申しましてやむを得ないことであらうと思ひます。たださういふ議案を取締役会できめます場合に、監査役は取締役に出席しておりました意見を述べることができるようでございます。また先ほどお話に出ましたやうに、監査役の選任について監査役の意見があるという場合には、株主總會において自分の意見を述べることでもできることになっております。さういふ方法で監査役の選任が適正に行なわれるやうに配慮しておるといふことが言えようかと思ひます。

○大竹委員 そこで次の御質問をしたいのでありますが、監査役は業務の監査ができるわけでありまして、あとでも御質問いたしますが、ある場合においては取締役が行爲の差しとめ請求もできるというやうになつておりますから、ある場合においては取締役の業務の執行に、悪く言えば干渉をする。一方から言えば業務の執行が円滑にいかない。またよく問題になります、会社の中の派閥といふものです。さういふものは取締役の間にいままではとく行なわれがちであつたものを、今度は一枚監査役まで加つてますます会社の内部の業務の運営が円滑にいかないといふやうなことになるか、これらについてのお考へはどうですか。

○川島政府委員 その点はまことにごもっともなお尋ねでございますが、それに関連いたしまして監査役の業務監査権といふのはどの程度の範圍に及ぶのかといふ問題がございます。すなわち違法な行爲だけをチェックするのがあるいは妥当性にまで及ぶのか、かういふ問題でございます。この点につきまして、たとえば二百七十四条は、監査役は取締役の職務の執行を監査するといふやうに何でも監査できるやうな表現をいたしておられます。しかしながら監査の性格といふものから考へますと、当然そこにはある程度の限度といふものがなくてはならないわけでございます。

こまかく見てまいりますと、たとえば二百七十五條、ここには監査役が株主總會にこいう事項については報告する義務があるといふことを規定しておりますが、それは業務の遂行が法令または

定款に違反し、著しく不当なる場合というふうに限定してございます。それから二百七十五条ノ二で定めております差しとめ請求、これも取締役の違法行為に限っております。また、二百八十一条ノ三、監査役が監査報告書を作成いたしますその記載事項におきましても、同様に法令違反ということに限定しております。

こういう点から申しまして、監査役の監査というのは業務の全般を監査するものでありますけれども、その監査権の範囲というものは法令違反あるいは定款違反またはこれと同視得る程度の著しく不当でない行為というものでございまして、著しく不当でない行為というのは、取締役が会社に忠実義務を負つておりますので、それに違反したような場合といふことになりまして、結局監査役の監査の範囲というものは法令違反を主体とするものであるといふふうに考えるわけでございまして、監査役は業務監査を行なわせます以上はこの程度の範囲といふものはどうしても認めざるを得ないわけであります。またその限度でありますれば取締役がチェックされてもやむを得ないし、また妥当性の点にまでいかないという点で、会社の業務の円滑な遂行が阻害されるとかあるいは監査役権限が強大になつて取締役の干渉を過ぎるといふような問題も起こらないであらう、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○大竹委員 いまのお答え、そのとおりだと思いますが、私はその点がなかなかむずかしいところだろつと思はるわけであります。だからさつき大臣にもお伺ひしましたけれども、大臣もあまりその点ははっきりしたお答えにならなかつたように思つたのですが、もちろんこの定款違反とかあるいは法律違反とかこういう行為は当然差しとめもできるでありまして、場合によつてはこれは司直の手によつて差しとめることも私はできると思ふわけでありまして、ただ何といひますか、違法ではないけれども、最近非常に問題になつておりますいわゆる会社の社会的責任というものに

関する行為が一体どう処置できるのか。もちろんそういうものを監査役の方だけでやるとする構成そのものが私は妥当だとは思はないわけでございまして、そういう面から見ればその行為をやる取締役自身の責任とか自覚とかいふ問題がなお大事になつてくるわけでありますけれども、今度の改正によつて監査役のそれらに対するいゝゆるねらいといふものが一体どこにあるかといふことをもう少し考へていかなければならぬのじやないかといふふうに思ふわけであります。

○川島政府委員 企業の社会的責任が問題となるような事項について監査役が業務監査権を発動することができるといふ問題でございまして、企業の社会的責任が問題となるような場合は、多くの場合違法行為、違法性があるといふことがいえるのだらうと思ひます。したがつて法令違反行為といふことでそういうものはチェックできるだらうと思ひます。

それから違法とはいへないけれども非常に妥当でないといふような事項につきましても、監査役は取締役会に出席して意見を述べることができるといふこと、そういう席でそういう点を指摘するといふことは、当然監査役としてなすべきことであらうといふふうに考へております。

○大竹委員 そこで問題になるわけであります。監査役は取締役会に出席する権利を認めていゝるわけであります。いまおつしやつたようにそこで意見を述べることが当然であると思ふわけであります。それなら一体そこで議決権があるのですからいいのですか。ただ意見を述べればなしで議決権は私はないのだらうと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○川島政府委員 監査役は取締役会における議決権はございません。取締役会の議決権につきましても、現行商法二百六十条ノ二に規定がございまして、取締役の意見の過半数で定めるといふことになつております。この規定は改正してございまして、したがつて監査役に議決権はないわけであります。

ます。監査役が取締役会に出席して意見を述べることができるといふことにはいたしました趣旨は、監査役は業務監査を行なうものでありますから、業務の行なわれる状況といふものを常に知つておく必要があるといふことが第一。それから第二には、その取締役会において法令とか定款に違反するような決議がなされるという場合には、これを事前に意見を述べて阻止するといふことの機会を与えるためでございまして、議決権は先ほど申しましたように機関の権限の問題として監査役には与えられておりません。

○大竹委員 次に、やはりそれに関連する問題であります。取締役の違法行為に対して差しとめ請求権といふものが与えられてゐるわけでありまして、一体この差しとめ請求権はどのような形で具体的に行使できるのか。また、さつきお話があつたように、意見を述べたけれどもそれが無視されて取締役会が決議をした場合一体どうなるのか。また、無視された取締役会決議に基づく行為といふものは、これはもちろん私は第三者に対して有効だとは思はないのですが、その会社において一体それは有効に認められるのかどうか。それらについて。

○川島政府委員 まず差しとめ請求権の行使の方法でございまして、これは裁判外でも裁判上でもいづれでもよいわけでございまして。ただ裁判外でございまして、ただ口頭で申ししても相手がいふことを聞かないといふ場合にはどうにもなりません。その場合、そういう場合には裁判上の手段でとめるといふことになるわけでございまして。その場合には差しとめの本訴を提起するといふ方法があるわけですが、緊急の場合にはこれは間に合いません。したがつて本訴を提起することを前提とした仮処分命令を申請して、それに基いて差しとめをするといふことにならうと思ひます。この仮処分命令が出された場合に、なおかつそれに違反した行為がどういふ効力を持つかといふ点につきましては、これはその行為の態様にもよりまして、また仮処分命令の内容がどういふ内容の仮処分命令を出してもらうかといふことによつても違

うわけでございまして、一がいに言えないと思ひます。現行商法二百七十二条に株主の差しとめ請求権の規定がございまして、これと同様でございまして、たとえば取締役が一定の行為をして財産を第三者に移転するといふような場合におきましては、その財産をかりに押えてしまふ、あるいは処分禁止の仮処分を求めるといったような場合には、会社に対する関係ではそれに違反した行為の効力は認められないことになる、このように考へております。

○大竹委員 監査役にはそのほか新株発行無効の訴えその他各種の権限が与えられてきてゐるわけでございますが、これらについて簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○川島政府委員 監査役に認められております訴え提起の権限といたしまして、まず株主總會決議を取り消しの訴え、これは二百四十七条等の改正によつて監査役にも認めることになつております。それから新株発行無効の訴え、これは二百八十条ノ十五の二項であります。これも今回監査役にこの訴えの提起権を認めることになつております。それから資本減少無効の訴え、三百八十条の二項。合併無効の訴え、四百十五條。設立無効の訴え、四百二十八條。こういった訴えの提起権を監査役に認めることになつております。こういうふうになつたのは、それらの訴えといふのはいづれも違法な場合に、その無効なり取り消しを求めるという趣旨でございまして、取締役の業務執行を是正するといふ意味があるわけでございまして、監査役に業務監査権を認めたことに伴ひまして、こういった訴えの提起権を認めることも必要であらうといふ趣旨からこのようにいたしましたものでございまして。

○中垣委員長 関連質問を許します。横山利秋君。

○横山委員 大竹委員のまことに鋭い質問に対しまして御返事がまことに緩慢でありますから、少し補足して質問したいのであります。

分命令を出してもらうかといふことによつても違

二百七十五条ノ二、「取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」新設条文でございすが、いまの大竹委員の質問に對し答弁がはつきりしないと思ひます。

そこで伺ひたいのは、「会社ノ目的」とは一体何であるか。定款でなくて目的と書いてある意味は一体何であるか。先ほどのお話だと定款というこゝばを使ひましたが、法文上は「目的」です。目的と定款とは何が違うか。それからもし目的であるとするならば、きわめて抽象的なものであるが、これは定款以外のことも目的なるものがあるか。

次の質問は、この条文はてんがないのであります。が、「之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合」と受けておるのだが、その「之ニ因リ」といふのは前の二段「会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為」と二つにかかるとあるのかどうか。かかるとするならば「著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合」のみに限られるものであるかどうか。もうけた場合にはこれはいない。もうけた場合はいいけれども、損した場合はいいか、こういうことであるかどうか。その次の質問は、「著シキ」とは一体何であるか。「著シキ」といふ範圍内というものは監査役が自主的判斷をして大きな会社なら大きな会社、小さな会社なら小さな会社で監査役がおはし著しいと思つたと言へばそれでいいのかわるか。

その次は、定款の範圍内か目的の範圍内かわからぬが、具体的事例を言ひますと、売り惜しみ、買いだめ、これはまだ法律ができておらぬものですから、売り惜しみ、買いだめ、これは二百七十五条二の違反になるかどうか。

定款に土地の売買がないのに土地を継続的に売買することは二百七十五条ノ二に該当するのかわるかという諸点について御説明を願ひたい。

○川島政府委員 まず、会社の目的とは何かとい

う点でございすが、会社の目的は定款に記載されることになっております。登記もされております。その目的をさすわけにございまして、それ以外の意味ではございせん。

それから「之ニ因リ」といふのが全体にかかるといふことでございすが、これは最初から全部にかかるといふ解釈でございすが、当然そうなるだらうと思ひます。

それから「著シキ損害」、この「著シキ」といふ意味でございすが、会社の規模により、状況により異なるものであらうと思ひます。監査役が著しいと判斷しても客觀的に著しくないという場合がありとすれば、その場合にはここにいう「著シキ」には入らない、こういうことでございすが、売り惜しみ、買いだめといふのが違法な行為に

当たるといふ点でございすが、これはどの程度の行為が違法性を持つかといふことに関連いたしますので、必ずしも一がいにはお答えいたしにくいわけでありすが、ただあまり大きな行為になりますと、会社の信用にかかわつてまいりますために、その行為が違法性を持つと同時に、会社に著しい信用棄損といふ損害を与える、こういうことになると思ひます。

それから土地の売買の問題でございすが、これは会社の目的の中に土地の売買といふ文句がございせんせん、目的の範圍内の行為と認められる場合には差しとめ請求はできない、それを理由として差しとめ請求はできない、このように考えます。

○横山委員 もう一つ、もうけた場合にはいいの

か…… ○川島政府委員 もうけた場合、そのことだけをいひますと損害にはなつておりませんが、先ほど申しましたように、会社の信用がそれによりこなわれるといふ場合でございまして、著しき損害を生ずる場合、これに該当すると思ひます。

○横山委員 あなたは何か法律家の解釈になるべしやるのがちよつと氣にかかります。それを一つ

指摘しておきます。

それから二つ目には、いまの話であります。が、「之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合」に限られておるわけですね。もうけた場合には、会社の目的の範圍内であつても、法令または定款に違反する場合であつても監査役はその行為の差しとめをできない。しかしあなたに言はせれば、それは違法性の場合はそれは当然だけれども、定

款に違反しても、会社の目的の範圍外であつてももうけた場合はいいよ、こういうことなんです。あなたはその点については、信用にかかわるようなことはやつてはいかぬと言はれる。それはどこに書いてあるんですか。二百七十五条ノ二のどこに書いてあるんですか。会社の信用にかかわる場合に書いてあるんですか。信用が傷ついたのか。新聞で騒いだから信用が傷ついたのか。そういう抽象的なことで、監査役が差しとめ請求、行為の中止請求をする場合、その權限内であるから外であるか、それは裁判になりますよ、会社と監査役で。そういう点はもう少しはっきりした言い方をしておかぬとだめじゃないですか。

○川島政府委員 まず、著しき損害を生ずる場合といふのはもうけた場合は含まれないであらうといふ趣旨の御質問にそれたわけにございすが、損害といふのは必ずしも現実に金銭がふえるか減るかといふだけではなくて、会社の信用に傷がつくといふ場合もやはり会社としては損害でござい

ます。したがうして、会社が不当な行為をして、それによつて信用を傷つけられる、みずから信用を傷つけるといふ場合は、やはり会社に著しき損害を生ずる場合である、これに該当するといふことを申し上げておるわけにござい

ます。それから売り惜しみ、買いだめその他の行為、これが法令に違反する行為であるかどうかといふ点をもう少し詳しく申し上げますと、取締役は商法二百五十四条ノ二の規定によりまして会社に對して忠実義務を負つておるわけにござい

ます。これは会社の信用が棄損されるような行為をしてはならないといふ意味も含まれておるわけにござい

ますので、社会的に問題となるような売り惜しみ、買いだめなどの行為をして、そして会社の信用が傷つけられるといふ場合はまさにこの二百七十五条ノ二の規定によつて差しとめ請求ができる、こういうふうにかゝるわけでござい

ます。 ○大竹委員 次に、今度の新しい規定であります。が、監査役には子会社の調査權も認めておるわけでありすが、まあ、これは親会社として子会社の業績いかんといふことは非常に利害關係があることであるから、ある程度わからぬわけではありませぬけれども、こういうことになり

ます。 ○川島政府委員 改正案二百七十四条ノ三で規定してあります子会社調査權であります。が、これは、親会社といふものは子会社を支配している立場にありますので、子会社を利用して粉飾決算等を行なうといふことが起こりやすいわけであり

ます。したがうして親会社の調査に必要限度で子会社についての調査を行なうといふ趣旨でござい

ます。したがうして、この調査の内容、方法等にいたしましても、特定の事項について監査役がまず子会社に報告を求め、その報告がないとか、あるいはその報告が非常に疑わしいとい

ふ場合に限つて、子会社についてみずから調査をすることができ、こういうふうにかゝる調査をするものでございせん。子会社自身を調査するといふ趣旨のものではないと思ひます。

○大竹委員 実は私、新聞で知識を得たのであります。が、いまおしやつたように、子会社といふものを一面においては法律で認める、そして親会

社の不当、不正な行為が子会社を通じて行なわれ得るということも考えられるわけであり、それから、そういう面において調査する必要があると思ふのでありますが、この新聞によりますと、子会社というものを認めた以上、そしてまた親会社の成績というものは子会社の成績もあわせて見て初めてわかるのだという意味において親会社と子会社を一本にした連結決算制度を採用する必要がある、アメリカでは現にそれを行つてゐる、日本でもその方向に進むべきだという意見が出てゐるわけですが、それについてどうお考えになりますか。

○川島政府委員 お尋ねのような御意見があることは事実でございます。その点につきましては、今回の商法改正ではまだいずれとも結論を出しておりませんので、むしろこれは大蔵省あたりで御考えいただく必要のある問題であらうかと思ひます。現に大蔵省でこの点について検討されてゐるというふうに承つております。

○大竹委員 次に、中間配当の問題であります。規定によりますと、株主総会の決議によらず、取締役会の決議だけで中間配当ができるというところになっておるわけですが、一面において、いわゆる監査制度を強化して会計その他の粉飾的なものをなくしよう、こう考へてゐる趣旨からいいますと、株主総会を経ずして取締役会——もちろんその取締役会には監査役も出て意見を述べることが今度の改正でできると思ふわけであり、それによつても、取締役会だけで中間配当を認めるというところは、ある意味においては監査制度を強化したことの逆行的なものと考え方ではないかというふうにも考へられるわけですが、その点についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○川島政府委員 まず中間配当制度を認める趣旨から御説明申し上げたいと思ひますが、現在大多数の会社は、営業年度を六カ月として、いわゆる年二回決算を行なうことにいたしております。ところがそのために、会社の業種などによりまして

は、上期と下期と季節によつて売り上げが違ふといったようなことから、利益の平準化がされてゐない。利益が不均等である。このために、利益を同じようにするために経理操作が行なわれやすいという欠点が指摘されておるわけでございます。それから半年決算といつたしますと、決算の監査でありますとか、株主総会の招集でありますとか、いろいろの事務がふえまして、余分な費用や労力が必要になる、こういった事情もあるわけであり、したがつて、これを一年決算に改めるといふことは、経理の健全化をはかるという意味から申ししても、また余分な費用や労力を省くという意味から申ししても、きつめて望ましいことであるわけでございます。ところが、現在大部分の会社が年二回決算、したがつて年二回配当を行なつておられます。現在の株価というものを前掲としてつくりだされておられます、株主もそれを期待しておるわけでございます。したがつて、年一回の決算に移行いたしますためには、どうしても中間配当をすることを認める必要があるというところでこの制度が考案されたわけでございます。そこで、そういうふうにはいたしませんと、仰せのとおり、中間配当については株主総会の決議を要しない、取締役会の決議だけでできるというところになりますので、経理がルーズになるといふ心配があるわけでございます。

そこで今度の改正案におきましては、法律でもつて非常に厳格なワケを設けておまして、その要件に従つてのみ中間配当ができるということにいたしましたわけであり、その要件でございますが、まず中間配当による金銭の分配を行なうににつきましては、その金額の限度というものを設けております。この限度というのは、前期末の決算までに關する株主総会で決定された利益の残りを限度とする、つまり当期の事業年度の中間までの利益というものは手を触れない、こういう形で限度を設けておるわけでございます。

それから第二に、前期末のそういう利益が残されてゐる場合におきましても、当期の期末に本来の配当が行なへなくなると思われるような事情があるときは、中間配当を行なつてはならないということにいたしました。これに違反した取締役には特に厳格な賠償責任を負はせるといふような手当てをいたしておるわけでございます。

そのほか、取締役会には監査役が出席いたしました、定款で中間配当を認めた場合に限るといつたような要件もございまして、この要件に従つてなされる限り中間配当が不当な理由となるというところはまずないであらうというふうに思ふわけでございます。以上のような趣旨から中間配当を認めたということでございます。

○大竹委員 いま一つ、この中間配当の問題で御聞きしたいのですが、いまお触れになつたように不当な中間配当をした場合には、取締役の連帯責任の条項もあるようであり、ただお聞きしておきたいのは、債権者の配当されたものの返還請求権というのが認められておられますが、これはなるほど理屈はもつともですが、何万人もの株主のある会社もあるわけであり、何万人もの株主についてこういうような返還請求権なんというものを認めておいても、これは実際上行使できないものではないか。そうして、もちろん返還請求権でありますから、一部のものが返還請求権を行しても、いいといへばいいのかもしれませんが、それでは公平を欠くような気がしますし、一体これはどういうふうにお考えですか。

○川島政府委員 その点は仰せのように、實際に返還させることについては相当な困難があるかと思ひます。しかしながら、現行法は本来の配当、つまり利益の配当につきましては二百九十条の第二項で同趣旨の規定を置いておられます。中間配当も本来の配当と同じような性格のものでございしますので、それとの均衡をとつて、こういう規定を設けたということでございます。

○大竹委員 次に特例法案についてお聞きしたいのでありますが、五億円以上と一億円以下というところで三段階になつてゐるのでありますが、もち

ろんこれは先ほどお話がありましたように、いわゆる債権者の保護の問題あるいは株主保護の問題等々考へての区分だらうと思ふわけであり、私は株主とかあるいは債権者等々を考へました場合には、この資本金そのもので区分するといふやり方は必ずしも妥当でないような気がするわけであり、これらについて何かお考えになつたことはありますか。

○川島政府委員 資本金の額で区別することがどうかという御質問でございますが、資本金以外のものでも区別するといつたしますと、何を標準にするかという問題が出てくるわけでございます。考へられるのは株主の数であるとかあるいは従業員の数であるとか、まだほかにも考へられるかと思ひますが、株主というのは常時変動しておられますし、従業員の数も人為的に変動が行なわれるわけであり、したがつて従業員や株主の数が変動することによつて適用の法規が変わつてくるというところにいたしますと、会社の業務の経営というものが安定して行なわれたいのではないかと、そういう心配もございします。資本金の場合には、資本金を増減いたします場合にはかなり厳格な手続が必要でございまして、一たんふえたものがまた下に下がるとか、そういった意味の変動はほとんどないわけでございます。したがつて、資本金で区切るのが一番安定性があるであらうというふうに考へたことが一つであります。

それから資本金を基準にいたしますと、實質的にも大体妥当な結果が得られるのではないかと。普通の会社というものは、資本金の額によつて取引の額が違ふわけではございませんけれども、資本の大きな会社は取引高も大きい、関係者もふえるというものが通常でございしますので、そういう意味から申しまして、資本金の大きいものについてはそれに応じた措置をとるといふことは必ずしも不適当ではないのではないかと、このように考へたわけでございます。

○大竹委員 次に、これに関連していま一つお聞

きしておきたいのですが、五億円以上の会社になりますと監査役と会計監査人が重複するということになると思うのでありますが、まあ大きな会社ですから何人見てもいいと思うのでありますけれども、その点はどうか。

○川島政府委員 確かに一面では重複することになります。しかしながら、この大会社に会計監査人の監査を導入するということは、大会社というものの経理内容が非常に複雑である、特にまた大会社については厳格な監査を行なう必要があるという理由によるものであります。そういう意味で会計監査の面におきましては、大会社の場合は会計監査人の会計監査が中心になるというふうに思われます。外国の制度などを見ましても、そういう重複というものが見られるわけでございまして、内部の機関だけではなく、外部の専門家に監査を行なわして公正な経理をするということ、は、多少の重複という問題はありましても、やはり必要なことではなからうかというふうに考えるわけでございします。

○大竹委員 私は会計監査人と監査役の二重を申し上げましたが、証券取引法によりますと、公認会計士の監査というものもありますと、そういう面から見ますと三重になるということにならうかと思ひますが、それらについてはどうですか。

○川島政府委員 監査役と会計監査人の監査につきましましては、ただいま申し上げたような趣旨でやむを得ないと思ひわけでございしますが、仰せのとおり証券取引法の監査を受ける会社につきましましては、同時に商法上も会計監査人の監査を受けるという問題が出てくるわけでございします。この点につきましましては、同一の決算を対象とした監査を行なうわけでありますので、その重複を避けるために同一の基準で監査を行なう。そうすれば、その監査の結果を一方は株主総会に提出する、他方は大蔵大臣に提出するという違いはございまして、実質的な重複というものは避けられるのではなからうか、このように考えております。したがって、現在では証券取引法の監査とそれから商

法の規定による監査と基準が必ずしも一致しているとは申せませんけれども、今回の改正法におきましてはその点の基準を合致させるということも考えておりますので、これによってその重複の問題も解決できるのではないだろうか、このように思っております。

○大竹委員 次に、御承知のように、日本税理士連合会は今回の商法の改正については強い反対をいまでもって続けられておられるわけであります。特に、外部のこの会計監査人制度を商法の特例法に導入することは、税理士の職域を不当に侵害するといふ反対理由がそのおもなるものであるわけでありまが、これについてのお考えをお伺いいたしておきます。

○川島政府委員 日本税理士連合会におきましては、お尋ねのような反対意見を表明してあります。すなわち、公認会計士は税理士業務を行なうことができるから、会計監査人となる公認会計士が税理士の職域を侵すことになるのではないか、こういう主張をしておられるわけでございします。しかしながら、公認会計士は現行の証券取引法によつても監査を行なっておりまして、その監査を行なっている会社について、同時に税務業務を行なうことはできないことになっております。それと同じように、今回商法のもとで会計監査人の監査を公認会計士に行なわせるということにいたしました場合には、公認会計士につきまして業務制限事由というものを公認会計士法のほうで定めるといふことを考えておられるわけでございまして、要するに、同じ会社について監査を行なう公認会計士が、同時にその会社の税務業務を行なうことはできないたてまえになるわけでございします。したがって、税理士のいうような、公認会計士によつて税理士の職域が侵害されるという問題は起こってこないものと考えております。むしろ商法監査が適用されることとなる会社につきましましては、公認会計士が税務業務を行なうことができなくなるわけでございますから、その分だけ税理士の職域が広がるということも差しつかえないのではない

か、このようにさえ思ひわけでございします。

それから改正案は、公認会計士の監査を行なう会社を資本金五億円以上というふうに限定しております。五億円以上の会社というのは、現在株式会社会社百一万余りございしますが、そのうちの〇・二%余りでありまが、約二千七百七十社にすぎないという実情でございします。したがって、かりに公認会計士が入った会社について税理士の仕事は奪われることになったといたしましても、それはほとんど影響がないのではないかと。そういうことにはならないわけでありまが、公認会計士の監査を受ける対象となる会社が非常に少ないところから見まして、税理士会というふうな心配は全くないというふうに考えております。

○大竹委員 次に、累積投票の制度の改正について二、三、お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一に、いままでもある程度の制限があつたわけでありまが、さらにこれを強められて改正される理由は何でありますか。第一にお伺いをいたします。

○川島政府委員 累積投票の制度につきましましては、これを強めると申しますよりも、むしろ弱めるほうの改正にならうかと思ひます。御承知のように、この制度は昭和二十五年、先ほど申しました占領時代の商法改正によつて、アメリカの一部の州法の規定にならつて取り入れられたものであります。その当時から、いわば輸入された制度でありますので、わが国の実情に合わないのではないか、こういう批判もあつたわけでございまして、その後の実績を見ておりましたも、ほとんど行なわれた例がないというふうな状況でございします。

それから、それに加えて、この累積投票の制度というのは、本来、少数株主がまとまつてこの累積投票権を行使した場合に、初めて意味のある制度であります。わが国の実情というのは、株主が非常に分散しておりまして、少数株主がまとまつて一つの行為をするということはあまり考

えられない状態でございします。こういうところに、たとえ外資が入つてきて、外国の資本のほうにまとまつてその権利を行使した場合に、かえつて国内の会社の業務の運営が混乱するのではないか、こういった心配もありまして、実際から、もう少しこの制度について何とか考えてくれ、こういう要望もあるわけでございします。そこで今回の改正におきましては、累積投票の制度を定款でもって禁止した場合に、この制度は使えないことにしようというものでございまして、累積投票制度を採用するしないかは、いわば会社の自治にまかせるといふことにいたしましたわけでございします。そういう趣旨でございまして、実際界の要望それから実情などを考えますと、今回の改正はこの辺が妥当なところではなからうかというふうに思ひわけでございします。

○大竹委員 それでは、そのほか一、二、お聞きしたいのですが、いままでこの累積投票が行なわれた事例というものは相当あるものであります。私にはあまり聞いたことのないのですが、行なわれて、ある意味においては相当混乱をした事例があるものであります。

○川島政府委員 きわめて少ないようでございします。少し前でございますが、上場会社五百二十七社それから資本金一千万円以上の非上場会社六百二十社、合わせて千四百七十七社について累積投票が行なわれたことがあるかどうかということ調査したことがございしますが、一社もないということでございます。

なお、この調査には含まれていないのであります。が、ある有名な新聞社で累積投票を行なつたという例があるようでございします。これはきわめてまれなものでございします。

○大竹委員 次に、定款でいままでも排除する規定を置けたわけでありまが、この累積投票を排除している会社はどれくらいあるものであります。か、それも調べになつたことがありませんか。

○川島政府委員 この点につきましましては、もうほとんどすべての会社が累積投票を定款で排除して

いるというのが実情でございます。経団連が昭和四十五年に調査したところによりますと、経団連の会員会社五百八十九社の中で、定款で累積投票を排除しているものが五百八十八社、つまり一社だけが排除していない、ほかは全部排除している、こういう結果が出ております。小さな会社になりまして、定款にそこまで規定していないという例が若干あるようでございます。大きな会社ではほとんどすべて排除している、こういう実情でございます。

○大竹委員 最後にいま一つ。この定款で排除できる、いわゆる改正法の施行の際に、すでに定款で累積投票を排除する、消滅している場合には、これはあらためて今度の改正によってまた排除するという改正をする必要はないように思うのですが、その点はどうなんですか。

○川島政府委員 御承知のように現在の商法のもとでは、定款で累積投票の制度を排除しておりまして、発行済み株式の総数の四分の一以上に当たる株主が累積投票の請求をしてきた場合にはそれにやらなければならない、こういうことになっております。したがって現在定款で累積投票を排除している場合におきまして、その定款の規定というのは完全な排除とはいえないわけでございます。したがって今回の改正におきましては、すでにそういう定款で排除している場合には、その排除の効力というのは、四分の一以上にわたる株式を有する株主が累積投票を請求した場合には、なおかつ累積投票をしなければならぬ、そういう含みの規定であるというふうに解釈をいたしまして、完全に排除しようとするためには、この法律改正が行なわれた後にあらためて累積投票を排除する、そういう定款の改正を行なわなければならない、こういうことにいたしておるわけでございます。この点は商法の一部を改正する法律案の附則第五条にその趣旨を規定しております。

○大竹委員 次に、今度の改正によりまして、準備金の資本組入れによる抱き合わせ増資を認めた規定がございますが、この認めた趣旨は何か、

その要件及び手続について御説明をいただきたいと思ひます。

○川島政府委員 改正案は新たに商法二百八十条ノ九ノ二という規定を設けて、準備金の資本組入れに関する規定を置くことにいたしております。

その趣旨でございますが、現在このような制度は商法では認めておりませんが、株式会社法の再評価積立金の資本組入れに関する法律という法律におきまして、再評価積立金を資本に組み入れて新株を発行する場合に、新株の発行価額の一部を株主に払い込ませるという有償、無償抱き合わせ増資というものを認めております。ところがこの法律はことしの三月三十一日に効力を失ひまして、再評価積立金と金というものは商法の資本準備金となるわけでありますが、これに伴ひまして、これと同じような制度を商法に置いてほしいという要望がございまして、その結果こういう規定を設けるということでございます。

○大竹委員 次に転換社債の問題についてお伺いをいたしておきたいわけであります。第一、この転換社債発行に関する規定を改正した趣旨はどこにある、また、御承知のように転換社債を、将来株式に転換されるものであるが、取締役会の決議によつて発行することができるようになっておりますけれども、株主の利益を害するおそれが生じるのではないかと、この点についてどのように配慮されているか。

○川島政府委員 まず転換社債の発行に関する規定を改正した趣旨でございますが、現行法では、転換社債を発行する場合に、転換の条件というものを株主総会の特別決議でもって定めるというものが要件になっております。ところが他面におきまして、一般の社債、普通の社債でございますかあるいは新株を発行する場合には取締役会の決議だけでできるといふことになっております。それとこの権衡から申しまして、転換社債を発行する場合におきましても、取締役会の決議だけでできるようにしてよいのではないかと。そうすること

が会社の資金調達に機動性を持たせる上からいって必要ではないかという意見が非常に多かったものでございまして、このような改正をしたわけでございまして、改正の主眼というものは、ただいま申し上げましたように、転換社債の発行を取締役会の決議だけでできるようにするということとがねらいでございます。

それから、そのようにいたしました場合に、株主の保護をどのように考えるかという問題でございます。その点につきましては、ちょうど新株の発行と同じように考えまして、原則として取締役会で転換の条件その他をきめることができますけれども、株主以外の者に特に有利な転換の条件を付した転換社債を発行する、こういうような場合におきましては、株主総会の特別決議が必要である。この場合には取締役会の決議だけではなくして、株主総会の特別決議が必要である、こういうようにいたしております。

それから転換社債の発行をいたします場合に、あらかじめ株主に對してそのことを公告あるいは通知することについていたしまして、転換社債の発行について違法な点があれば株主からも発行の差し止め請求ができるように配慮をいたしております。

それから転換社債についての引き受け権というもの株主に与えます場合には、新株の発行の場合と同じように各株主に対してその株式の割合と同じ比率でもって引き受け権を与えなければならぬといふような趣旨の規定を設けまして、株主の保護をはかっておるわけでございます。

○大竹委員 休眠会社の整理も今度やることになっておりますが、これによりまして登記を怠つていたというところで会社が解散したものとみなすというわけでありまして、一口に言うところ登記をしなかったことだけで解散とみなすというとは行き過ぎでないかという批判があると思うわけでございますが、その点についてはどうお考えになりますか。

○川島政府委員 今度の案では五年間登記をしな

かった株式会社について休眠会社の整理の措置を講ずることができるとにいたしております。登記をしないだけで解散させるのは行き過ぎではないか、こういうお尋ねでございますが、株式会社は正常に運営されておれば、少なくとも取締役及び監査役は任期が来て退任した選任される、その場合の登記が必要になってくるわけであります。定期的に変更登記が行なわれていくはずでございます。五年間何らの登記がなされず経過したということは、それ自体株式会社として正常な運営がなされていないということを反映するものであるかと思うわけでございます。そうしてしかも今回の案では、官報に公告をした上で、そういう会社に対しては個別に通知をする、そして営業を廃止してはいないという届け出があればその会社については解散とはみなさないというようになことにいたしておりますので、必ずしも行き過ぎの措置ではないというふうに思うわけでございます。

ちなみに五年以上登記をしない株式会社のうち一万四千六百五十五社を抜き出して照会したことがございまして、所在不明のために返戻されたものが全体の六〇・八%に当たる八千八百四十二社に達している、こういう実情でございます。

○大竹委員 いまのようなお話で、ある程度わかったわけですが、株式会社以外にもいろいろ法人があるわけでありますが、それらについてはどういうようにこれからおやりになる考えでありますか、それらについては手をつけたいという御趣旨でありますか。

○川島政府委員 株式会社につきましては、ただいま申し上げましたように定期的に登記がなされるはずでございますので、登記を基準としてこういった休眠会社の整理を考えると、この点ができるところでございますが、合名会社とか合資会社、有限会社といったような会社につきましては、必ずしも定期的に登記がなされるとは限つてはいないわけでございます。登記のみで判断することのよう整理の方法というのはとりにくい事情があるわ

○川島政府委員 「公正ナル会計慣行」というのは、会計上のならわしとして行なわれているもののものであって、しかも公正なものという意味でございます。「公正」というのは商業帳簿を作成する目的から見て公正と認められるもの、こういう意味でございます。たとえば今度の改正案商法の三十四条の第二号に、固定資産については「毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ノ相当ノ償却ヲ為シ」ということが書いてございます。何がこの「相当ノ償却」であるかということが問題になるわけでございますが、これにつきましては法律

以上です。

○中垣委員長　次回は、明九日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

同第十九号中正誤		同第二十一号中正誤	
べし 段行 誤	べし 段行 正	べし 段行 誤	べし 段行 正
一 一 二 勞務大臣 關係、あるいは裁判所の令状を發行する關係あるいは	一 一 二 勞働大臣 關係、あるいは	五 二 七 前で	五 二 七 前と
一 三 左 三 一 一 合まれてたる	一 三 左 三 一 一 合まれてる	五 三 三 こと問題	五 三 三 こと問題
二 一 一 四十五年	二 一 一 四十年	六 一 七 ですか	六 一 七 ですか
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	六 三 四 あるい	六 三 四 あるい
三 三 元 四十五年	三 三 元 四十年	八 四 七 がね	八 四 七 がね
三 三 三 四十五年	三 三 三 四十年	二 一 左 彙 やると同時に	二 一 左 彙 やると同時に
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	同第二十三号中正誤	同第二十三号中正誤
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	べし 段行 誤	べし 段行 正
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	二 三 左 不当行為	二 三 左 不当労働行為
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	二 四 三 努力を	二 四 三 努力が
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	お答えに對して	お尋ねに對して
三 一 三 四十五年	三 一 三 四十年	お尋ねに對して	お尋ねに對して

昭和四十八年五月十五日印刷

昭和四十八年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K